平成26年度産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書

(平成27年2月閣議決定)(抄)

一. 本報告書について

(前略)

本報告書では、こうした議論等を踏まえて、実行計画に定められた産業競争力の強化に関する施策及び「『日本再興戦略』改訂 2014」の主な施策(以下「重点施策等」という。)について、施策の概要、進捗状況や、施策の実施の効果をまとめている。また、実行実現点検会合において施策の主な分野ごとに行った KPI レビューについても、概要をまとめている。

産業競争力強化法(平成25年法律第98号)第6条第10項により、重点施策の 進捗及び実施の状況並びに評価の結果に関して、各年度ごとに、報告書を作成し、 これを国会に提出することとされており、本報告書は当該規定に基づき作成するも のである。

二、重点施策等の進捗・実施の状況及び効果

- 1. 「日本産業再興プラン」関連
- (2) 雇用制度改革・人材力の強化
 - ①KPI の主な進捗状況

(女性の活躍推進)

- 《KPI》「2014 年度末までに約 20 万人分、2017 年度末までに約 40 万人分の保育の受け皿を拡大し、待機児童の解消を目指す」(待機児童解消加速化プラン) 【9、10】
 - ⇒加速化プラン参加自治体数 454 市区町村

保育拡大量(2013·2014年度)約19.1万人(2014年5月末現在)

※保育の受け皿の増加分のみを積み上げた場合の保育拡大量 約20.1万人

《KPI》「2020 年に女性の就業率(25 歳から 44 歳)を 73%(現状 68%)にする」 【12】

⇒2013 年度:69.5%

《KPI》「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」【15】

⇒2013 年管理職比率: 7.5% (2012 年 6.9%)

②施策の主な進捗状況

施策項目	施策内容及び実施期限	進捗及び実施の状況	担当大臣
------	------------	-----------	------

女性の活躍推 進に向けた新 たな法的枠組 みの構築等

「2020年に指導的地位に占め る女性の割合30%」の実現に向 けて、国・地方公共団体、民間 事業者における女性の登用の現 状把握、目標設定、目標達成に 向けた自主行動計画の策定及び これらの情報開示を含め、各主 体がとるべき対応等について検 討する。さらに、認定の仕組み やインセンティブの付与などの 実効性を確保するための措置を 検討し、平成26年度中に結論を 得て、国会への法案提出を目指 す。

平成26年臨時国会に、国・ 地方公共団体、民間事業者に 対し、数値目標の設定を含め た女性の活躍推進のための行 動計画の策定等を求める女性 の職業生活における活躍の推 進に関する法律案を提出し

内閣総理大臣 (女性活躍担 当大臣) 厚生労働大臣

(参考: 実行計画2015)

「2020年に指導的地位に占 める女性の割合30%」の実現 に向けて、国・地方公共団 体、民間事業者に対し、数値 目標の設定を含めた女性の活 躍推進のための行動計画の策 定等を求めるべく、必要な法 的措置を速やかに講じる。

> 内閣総理大臣 (内閣府特命 担当大臣(経 済財政政策)) 総務大臣 財務大臣 厚生労働大臣

働き方に中立 会保障制度• 配偶者手当へ の見直し

女性の活躍の更なる促進に向 的な税制・社一け、税制、社会保障制度、配偶 者手当等について、平成26年末 までに総合的に検討する。

平成26年10月、経済財政諮 問会議で各制度について議論 を行い、総理より関係大臣に 対して、総合的に具体的取組 の検討を進めるよう指示し た。人事院に対しても検討を 要請した。

税制については、平成26年 11月、政府税制調査会総会に おいて、「働き方の選択に対 して中立的な税制の構築をは じめとする個人所得課税改革 に関する論点整理」が取りま とめられ、今後、幅広く丁寧 な国民的議論が必要と示され た。

社会保障制度については、

社会保障審議会年金部会等に おいて、平成28年10月の被用 者保険の適用拡大を更に前へ 進めるためにどのようなこと ができるか等について検討を 行っている。

配偶者手当については、平成26年12月、政労使会議において、「経済の好循環の継続に向けた政労使の取組について」が取りまとめられ、女性が働きやすい制度等への見直しの検討にあわせて、労使は、配偶者手当の在り方の検討を進めることが示された。

今後、税制、社会保障制度、配偶者手当等について、 女性が働きやすい制度等への 見直しに向け、内閣府が関係 省庁の検討状況をフォローア ップする予定。

企業における 女性登用の 「見える化」 有価証券報告書における役員の女性比率の記載を義務付けるとともに、「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」において、企業による役員、管理職への女性の登用状況や登用促進に向けた取組を記載するよう、金融商品取引所に要請する。

また、政府において、女性の 登用状況等に関する企業情報を 一元化することで総合データベ ース化を図り、企業の女性活躍 に向けた取組を推進する。 平成26年10月に企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を公布した。これを受け、次の株主総会シーズン以降、有価証券報告書等で役員の女性比率等が記載される予定。「コーポレート・ガバナンスに関する報告書」については、今後、金融商品取引所に要請する予定。

また、女性の登用状況等に 関する企業情報の総合データ ベース化を図り、女性の活躍 推進に積極的な企業に対する 求職が増えるように環境整備 を図るための所要の経費を平 成27年度予算案に盛り込ん 内閣総理大臣 (内閣府特命 担当大臣(男 女共同参画)、 内閣府特命担 当大臣(金 融))

厚生労働大臣

		だ。	
		/	
1.11.07.17	T-1 00 F 序注之 6 時間上生	五十00年72	
女性のライフ	・ 平成 26 年度までの時限立法	・ 平成26年通常国会で次世	厚生労働大臣
ステージに対	であり、企業における仕事	代育成支援対策推進法の	
応した活躍支	と子育ての両立支援を推進	改正法が成立し、同法の	
援	するための強力なツールの	10年の延長や新たな認定	
	1つである次世代育成支援	制度の創設等を図った。	
	対策推進法 (平成 15 年法律		
	第 120 号) について、同法の		
	10 年間の延長、新たな認定		
	制度の創設等を内容とした		
	必要な法的措置を速やかに		
	講じる。		
	・ 育児休業中の経済支援を強	・ 平成26年通常国会で雇用	
	化するための必要な法的措	保険法の改正法が成立	
	置を速やかに講じる。	し、育児休業給付の充実	
		(休業開始後6か月につ	
		き休業開始前賃金の50%	
		→67%) を図った。	
「放課後子ど	いわゆる「小1の壁」を打破	平成 26 年 7 月に「放課後子	文部科学大臣
も総合プラ	し、次代を担う人材を育成する	ども総合プラン」を策定し、	厚生労働大臣
ン」の策定等	ため、厚生労働省と文部科学省	文部科学省と厚生労働省連名	
	が共同して、「放課後子ども総合	で地方自治体に通知を発出し	
	プラン」を平成 26 年年央に策定	た。また、平成 26 年 11 月に	
	プラン」を平成26年年央に策定する。その際、学校施設の徹底	た。また、平成26年11月に 次世代育成支援対策推進法に	
	する。その際、学校施設の徹底	次世代育成支援対策推進法に	
	する。その際、学校施設の徹底 活用等、全小学校区での放課後	次世代育成支援対策推進法に基づく「行動計画策定指針」	
	する。その際、学校施設の徹底 活用等、全小学校区での放課後 児童クラブと放課後子供教室の	次世代育成支援対策推進法に 基づく「行動計画策定指針」 を改正し、地方自治体に対し	
	する。その際、学校施設の徹底 活用等、全小学校区での放課後 児童クラブと放課後子供教室の 一体的な、又は連携した運用等	次世代育成支援対策推進法に 基づく「行動計画策定指針」 を改正し、地方自治体に対し 平成 26 年度内の計画策定を	
	する。その際、学校施設の徹底 活用等、全小学校区での放課後 児童クラブと放課後子供教室の 一体的な、又は連携した運用等 が着実に実行されるよう、平成 26 年度中に次世代育成支援対	次世代育成支援対策推進法に 基づく「行動計画策定指針」 を改正し、地方自治体に対し 平成 26 年度内の計画策定を	
	する。その際、学校施設の徹底 活用等、全小学校区での放課後 児童クラブと放課後子供教室の 一体的な、又は連携した運用等 が着実に実行されるよう、平成 26 年度中に次世代育成支援対 策推進法に基づく「行動計画策	次世代育成支援対策推進法に 基づく「行動計画策定指針」 を改正し、地方自治体に対し 平成 26 年度内の計画策定を	
	する。その際、学校施設の徹底 活用等、全小学校区での放課後 児童クラブと放課後子供教室の 一体的な、又は連携した運用等 が着実に実行されるよう、平成 26 年度中に次世代育成支援対	次世代育成支援対策推進法に 基づく「行動計画策定指針」 を改正し、地方自治体に対し 平成 26 年度内の計画策定を	
	する。その際、学校施設の徹底 活用等、全小学校区での放課後 児童クラブと放課後子供教室の 一体的な、又は連携した運用等 が着実に実行されるよう、平成 26 年度中に次世代育成支援対 策推進法に基づく「行動計画策 定指針」を改正し、自治体に計	次世代育成支援対策推進法に 基づく「行動計画策定指針」 を改正し、地方自治体に対し 平成 26 年度内の計画策定を 求めている。	
	する。その際、学校施設の徹底 活用等、全小学校区での放課後 児童クラブと放課後子供教室の 一体的な、又は連携した運用等 が着実に実行されるよう、平成 26 年度中に次世代育成支援対 策推進法に基づく「行動計画策 定指針」を改正し、自治体に計	次世代育成支援対策推進法に 基づく「行動計画策定指針」 を改正し、地方自治体に対し 平成 26 年度内の計画策定を 求めている。 (参考:実行計画 2015)	
	する。その際、学校施設の徹底 活用等、全小学校区での放課後 児童クラブと放課後子供教室の 一体的な、又は連携した運用等 が着実に実行されるよう、平成 26 年度中に次世代育成支援対 策推進法に基づく「行動計画策 定指針」を改正し、自治体に計	次世代育成支援対策推進法に 基づく「行動計画策定指針」 を改正し、地方自治体に対し 平成 26 年度内の計画策定を 求めている。 (参考:実行計画 2015) 「放課後子ども総合プラ	
	する。その際、学校施設の徹底 活用等、全小学校区での放課後 児童クラブと放課後子供教室の 一体的な、又は連携した運用等 が着実に実行されるよう、平成 26 年度中に次世代育成支援対 策推進法に基づく「行動計画策 定指針」を改正し、自治体に計	次世代育成支援対策推進法に 基づく「行動計画策定指針」 を改正し、地方自治体に対し 平成 26 年度内の計画策定を 求めている。 (参考:実行計画 2015) 「放課後子ども総合プラ ン」に基づき、学校施設の徹	
	する。その際、学校施設の徹底 活用等、全小学校区での放課後 児童クラブと放課後子供教室の 一体的な、又は連携した運用等 が着実に実行されるよう、平成 26 年度中に次世代育成支援対 策推進法に基づく「行動計画策 定指針」を改正し、自治体に計	次世代育成支援対策推進法に 基づく「行動計画策定指針」 を改正し、地方自治体に対し 平成 26 年度内の計画策定を 求めている。 (参考:実行計画 2015) 「放課後子ども総合プラン」に基づき、学校施設の徹 底活用など、全小学校区での	
	する。その際、学校施設の徹底 活用等、全小学校区での放課後 児童クラブと放課後子供教室の 一体的な、又は連携した運用等 が着実に実行されるよう、平成 26 年度中に次世代育成支援対 策推進法に基づく「行動計画策 定指針」を改正し、自治体に計	次世代育成支援対策推進法に 基づく「行動計画策定指針」 を改正し、地方自治体に対し 平成 26 年度内の計画策定を 求めている。 (参考:実行計画 2015) 「放課後子ども総合プラ ン」に基づき、学校施設の徹	

		した運用等が着実に実行され	
		るよう、平成 26 年 11 月に改	
		正した次世代育成支援対策推	
		進法(平成15年法律第120号)	
		に基づく「行動計画策定指針」	
		により、自治体に平成26年度	
		内の計画策定を求める。	
「待機児童解	平成 25・26 年度で約 20 万人	「待機児童解消加速化プラ	厚生労働大臣
消加速化プラ	分、保育ニーズのピークを迎え	ン」の推進により、平成 25・	
ン」の推進	る平成 29 年度末までに、潜在的	26 年度で約 19.1 万人分の保	
	な保育ニーズを含め、約40万人	育拡大量を確保した(平成 26	
	分の保育の受け皿を新たに確保	年5月末時点)。また、平成26	
	し、保育の質を確保しつつ、「待	年3月及び7月に「待機児童	
	機児童ゼロ」を目指す。このた	解消加速化計画」の追加採択	
	め、平成 25 年度中に「待機児童	を行い、その後も、地方自治	
	 解消加速化計画」の第2次採択	体における実施可能な事業の	
	 を行う。その後も、地方自治体	 拡大に応じ、随時追加採択を	
	における実施可能な事業の拡大	行っている。	
	に応じ、随時採択を行う。		
		 ※保育の受け皿の増加分のみ	
		を積み上げた場合の保育拡大	
		量約20.1万人	
		<u> </u>	
		 (参考:実行計画 2015)	
		平成 25・26 年度の 2 か年で	
		/3/25 20 - 及り 2 / - へ 約 20 万人分 (児童人口の減少	
		等による定員減少を加味すれ	
		ば約 19 万人分)、平成 27 年度	
		からの3か年で約20万人分	
		(上記の減少を加味すれば約	
		21万人分)の保育の受け皿を	
		確保することで、平成29年度	
		末までに、潜在的な保育ニー	
		ズを含め、約40万人分の保育	
		の受け皿を新たに確保し、保	
		育の質を確保しつつ、「待機児	
		童ゼロ」を目指す。	
保育士確保対	平成 26 年内を目途に国全体	子ども・子育て支援新制度	厚生労働大臣
策の着実な実	で必要となる保育士数を明らか	における地方公共団体の計画	
施	にした上で、数値目標と期限を	を踏まえ、平成27年1月に、	

「子育て支援 員(仮称)」の 創設		平成 29 年度末までに 46.3 万 人の保育士を確保するという 数値目標、必要な支援策等を 示した「保育士確保プラン」 を取りまとめた。 平成 26 年 8 月に「子育て支 援員(仮称)研修制度に関す る検討会」を立ち上げ、研修	厚生労働大臣
	よう、必要な研修を受講した場合に「子育て支援員(仮称)」として認定する仕組みを子ども・子育て支援新制度の施行(平成27年4月)にあわせて創設する。		
		(参考: 実行計画 2015) 地域のニーズに応じた幅広 い子育て支援分野において、	
		育児経験等が豊かな地域の人 材が活躍できるよう、必要な 研修を受講した場合に「子育	
		て支援員」として認定する仕 組みを子ども・子育て支援新 制度の施行(平成27年4月) に併せて創設する。	
屋外階段設置	国が定める認可保育所の設備	平成 26 年 4 月に 「児童福祉	厚生労働大臣
要件の見直し	基準における屋外階段設置要件	施設の設備及び運営に関する	
	(保育室が4階以上の場合)の	基準」を改正し、屋外階段設	
	見直しについて、同等の安全性	置要件を見直した。平成27年	
	と代替手段を前提として緩和が	度からは、当該改正に基づく	
	なされるよう、「保育所における	新たな避難用の設備要件に基	
	屋外階段設置要件に関する検討	づき、保育所の認可を行うと	
	会」において検討し、平成25年	ともに、認可外保育施設である事業所内保育権設に対して	
	度中に結論を得る。 	る事業所内保育施設に対して 助成する事業所内保育施設設	
		置・運営等支援助成金につい	
		ても、当該改正後の要件を踏	
		まえ支給することとしてい	
		る。	